

# 佐渡市文化・スポーツ合宿誘致補助金事務取扱要領

令和3年4月1日

一般社団法人佐渡観光交流機構

佐渡市文化・スポーツ合宿誘致補助金（以下「補助金」という。）については、佐渡市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）、佐渡市文化・スポーツ合宿誘致補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うものとします。

## 1. 交付対象等（交付要綱第1条～第5条）

- （1）佐渡市文化・スポーツ合宿誘致補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第4条の「当該学校等に文化庁又はスポーツ競技部として認められているもの」とは、学校等の所管する組織より公認されているクラブ、競技部、サークル、同好会などをいい、大学などの学部や研究班なども含むものとします。
- （2）補助対象となる人員は、前号の団体に所属する生徒、学生、指導者、コーチ並びに合宿の目的及び活動に必要な人員とします。
- （3）要綱に規定する「文化・スポーツ合宿」とは、練習や研修など一つの目的のもとに、多くの人が同じ宿舎で生活をともにすることをいいます。ただし、単に大会やイベントに参加することだけを目的とした宿泊は除きます。
- （4）補助金は交付対象となる文化・スポーツ合宿（以下「補助事業」という。）を交付対象期間内に実施する団体（以下「補助事業者」という。）に交付するものとします。なお、補助事業者と補助金の交付の申請等を行う者は同一の者でなければなりません。
- （5）補助事業者が2箇所以上に分かれて宿泊した場合でも、補助事業の目的及び活動内容が同じであれば、同一の合宿とみなします。
- （6）補助事業者が複数の班に分かれ、行程を別にして補助事業を実施した場合においても、目的及び活動内容が同じで、かつ市内において当該複数班が合同で活動する機会があれば、同一の合宿とみなします。
- （7）1回の合宿が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とします。この場合の延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とします。
- （8）複数の補助事業者が、合同で補助事業を行う場合であっても、補助金の申請は、各々の補助事業者が個々に行うものとします。
- （9）要綱第5条第2項の「公共施設」の名称及び位置は、次のとおりとします。

名称	位置
ドンデン山荘	佐渡市椿 697 番地
トキ交流会館	佐渡市新穂潟上 1101 番地 1
ふすべ村体験学習施設（宿泊施設）	佐渡市羽茂小泊 1143 番地 1
赤泊農林漁業体験宿泊施設 サンライズ城が浜	佐渡市三川 2915 番地 3

## 2. 交付対象事業の募集（交付要綱第 6 条）

本補助金は、佐渡観光交流機構ホームページ・佐渡観光ナビにより公募するものとし、募集にあたっては佐渡市文化・スポーツ合宿誘致補助金募集要領を定めます。

募集の期間は、以下のとおりです。ただし、受理した交付申請に係る補助金額の合計が予算の総額に達したときは、以下に定める期間にかかわらず、補助金の交付の申請の受付を終了します。

募集期間：4月1日～翌年の3月31日まで

## 3. 審査・交付決定（交付要綱第 7 条～10 条）

一般社団法人佐渡観光交流機構は、合宿終了日から起算して 30 日を経過する日又は合宿終了日の属する年度の末日のいずれか早い日までに協議の上で補助事業者から交付申請書の提出があった場合、14 日以内に別表により交付申請の内容について審査するものとします。審査の結果、補助金の交付をすることが適当と認めるときは、審査後 5 日以内に補助金の交付決定と補助金額の確定を通知することとします。

## 4. 申請の取下げ（交付要綱第 11 条）

交付要綱第 11 条の定めによります。

## 5. 補助金の支払い（交付要綱第 12 条）

佐渡市は適正な請求書受領後 30 日以内に補助金を支払うものとします。なお、不正受給の防止及び支払の事実に関する客観性の担保のため、原則、支払は銀行振込とします。

## 6. 補助金の経理（交付要綱第 13 条）

交付要綱第 13 条の定めによります。

## 7. 交付決定の取消し（交付要綱第 14 条）

交付要綱第 14 条の定めによります。なお、交付決定の取消は補助事業終了後においても効力を発するものとします。

## 8. 補助金の返還（交付要綱第 15 条～第 17 条）

交付要綱第 15 条、第 16 条及び第 17 条の定めによります。

## 9. 補助金交付の停止（交付要綱第 18 条）

交付要綱第 18 条の定めによります。

## 10. 報告の公表

補助金の適正な使用のため、補助事業の概要及び取組みの状況を公表する場合があります。

また、佐渡市の行政委員会への報告の資料として一部を公表する場合があります。

## 11. その他

この事務取扱要領は令和3年4月1日から適用します。

別表

佐渡市文化・スポーツ合宿誘致補助金交付（不交付）決定審査基準表

1. 審査表

審査内容（要件）	合・否
交付申請書に必要事項が漏れなく記入されているか。	
交付申請書に定める添付書類に不備はないか。	
・合宿実績書（様式第2号）が添付されているか。	
・合宿参加者名簿（様式第3号）が添付されているか。	
・宿泊証明書（様式第4号）が添付されているか。	
・宿泊に係る宿泊施設の領収書の写し	
・誓約書	
・すべての書類について必要事項が漏れなく記載されているか。	
予算の総額に達していないか。	
市税等を滞納していないか。	

2. 交付（不交付）決定基準

- 1) すべての要件に適合したものに交付を決定します。